

2 基本方針の位置づけ

- (1) 上田市における人権尊重のまちづくりに向けて、課題を明らかにしたうえで、上田市が取り組むべき基本的な方針を示すものです。
- (2) 上田市が目指す基本的な方向や施策を明らかにすることにより、家庭、学校、職場、地域社会等あらゆる場面における行政、市民、関係機関、関係団体などの自主的・積極的な行動を促すためのものです。
- (3) この基本方針は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)第5条の規定、及び上田市人権尊重のまちづくり条例(平成19年条例第7号)第5条の規定により策定したものです。
- (4) 国及び県の基本方針・行動計画を勘案し、また、第一次上田市総合計画との整合を図って策定したものです。